



千八百七十八年
米國紙幣頭年報

上編
第二号

大藏省
翻譯課



銀行の幣交換ノ事



條例發行以前ニ於テハ新約克州若クハ新英諸州ヲ除クノ外其他ノ諸州ニ設立セシ銀行ノ流通紙幣ハ其發行銀行ノ本店ニ於ケル外ハ交換セラレサリシモノタリ

然ルニ我國ノ銀行紙幣總額ノ内新約克州兵ニ新英諸州ヨリ發行セシ紙幣ハ唯僅ニ其三分ノ一内外ニ過キサレハ殘額三分ノ二ノ流通紙幣ハ其交換ノ成規一定セサリシト云フモ敢テ不可ナカルベシ

蓋シ新英諸州ニ於テハ發行銀行ノ本店ニ於テノ紙幣ヲ交換スルノ制規ト定メタリ然ルニ其後所謂州ツフォールク各地制定法ナルモノアリテ以テ亦ホストン府ニ於テモ之レヲ交換スヘキトセリ

大正十一年四月
大隈侯爵寄贈

新約克州ノ制規ニ依レハ發行銀行ノ本店ニ於テハ平價ニテ紙幣ヲ交換シ亦新約克、アルバニシ若クハフロイドニ於テハ五分ノ四分、一ノ割引キヲナレテ以テ之レヲ交換スヘキト定メタリ
 故ニ新英諸州ノ銀行紙幣ハ其發行場所トホストン府ノ西所ニ於テ平價ヲ以テ交換スヘキ（政府ノ保証）銀行紙幣ヨリ成リ立テシモノナリ然ルニ新約克州ノ銀行紙幣（政府ノ保証）紙幣ニシテ其發行ノ本店ニ於テハ平價ヲ以テ之レヲ交換シ其支店ニ於テハ割引ヲナレテ以テ之レヲ交換シモノナリ
 我國立銀行ノ發行紙幣ハ悉皆政府ノ保証ヲ有スル紙幣ノミニシテ乃チ中央ノ支店ト發行場所トニ於テ平價ヲ以テ交換スヘキ成規ノモトナリトス
 左ノ如ク、一千八百七十八年十月二十六日刊行ノ倫敦「エコノミ

ス止新ヨリ拔萃スル所ニ係ル其文ニ依リ、銀行紙幣ノ安否如何ノ關係上ニ於テハ我國立銀行法ノ大英國ノ銀行法ニ優ル万々ナルヲ証明スルニ足レリ其文中合衆王國（英國、蘇格蘭、愛爾蘭）ノ銀行法トアイル、オフ、メン島（愛爾蘭海一小島）ノ良善ナル銀行（愛爾蘭海一小島）ノ銀行法ト對照比較スルモ、至極緊要ナルナリ云ク
 蘇格蘭國（イギリス、オフ、グラスゴ）銀行ノ營業上ニ付テ珍奇ノ條件明了ナルニ至レリ請フ之レヲ述ヘン夫ノアイル、オフ、メン島ニ設立セルバンク、オフ、メン銀行ハ嚮キニアイル、オフ、グラスゴノ銀行ト合併シ巨額ノ銀行紙幣此ノアイル、オフ、メン島内ニ流通セリ
 上院ニ於テハ下院ヨリモ一層深ク先見ヲ懷ヒテ以テ凡ソ此等銀行紙幣等ニ關スル事務ヲ制定スルモノナルニ付キ千八百四十五年上院ヨリ該銀行ニ令ヲ下シ、（實況ニテ充分適宜ノ）

抵当物ヲ備メ置キテ以テ既ニ発行セシ紙幣ハ何レモ勿論
亦允リ該銀行ニテ記名セシ諸紙幣(銀行ノ所有スル分モ亦人
民ノ手ニ渡リタル分トモ)ノ抵当トナスヘキトト定メタリ
爰ニ於テカロンク、オフ、モ、銀行ノ支配人ハ其銀行ノ抵当物
ハ完全備具シ即時利用シ得ヘキモノナルコトナ世上ニ公示
シテ以テ其職分ヲ誠實ニ尽クセリ然ルニ「グラスゴ」銀行ノ
役員輩ハ此等ノ事ヲ為サズシテ其職分ノ如何ヲ顧慮スルノ
念毫モ之レ勿リシナリ
一体「チイ、オフ、グラスゴ」銀行ニ於テハ金貨ヲ備メ置クヘ
キ成規ナルニ之レヲ備ヘ置クコトナレば令若シ之レヲ置キ
タルニセヨ其金貨ハ同銀行ノ紙幣ヲ所有スル人ニハ其銀行
ノ債主輩ノ為メニ抵当トナルヨリ毫モ多ク抵当トナルコト
之レナリ詰リ紙幣所有人ト雖モ債主輩ト莫クモ抵当ノ増減ア
ルナ

千八百四十五年ノ條例ニ従ヒ「バレイ」金貨ヲ年々「グラス
ゴ」銀行へ運搬スルハ「英國銀行」ニ取リ実ニ永遠ノ不便利ナ
リトス然リ而メ此ノ運搬アレバトテ何人モ左マテ利益ヲ得
ルコト之レナシ
響キニ千八百四十五年ニ当リ上院ニ於テ発行セシ実産抵当令
ノ如キモノヲ施テ大英國ニ及ボサハ果シテ利益アルヘキカ
否ヤヲ人々問ハシ
本年十一月中刊行ノ倫敦「バンクカール」マガジン「雜誌」中此ノ「
チイ、オフ、グラスゴ」銀行破産ノ事ニ付キ論シテ曰ク
抑モ「蘇格蘭」グラスゴ「銀行」ヨリ定期ニ増發スル紙幣ニ應ス
ル為メ金貨ヲ同地ニ送付スルヲ止メ更ニ政府ノ公債証券ヲ
類々ルヲ可トスル議論紛々タリレハ全ク今日此ノ銀行ノ破

産ニ惟リシニ基スルモノスト

若シ新約克州ノ交換法ヲシテ諸国立銀行ノ流通紙幣ニ適用シ
テ其現行ノ交換法ヲ用ヒザリレナハ蓋シ之レカ為メ直チニ交
換相場騰貴レ新約克州ノ交換相場ト同一ナルニ至リシナルヘ
レ但レ其同州ノ相場ハ五厘ナリシナリ

前旨「ソツフォル」ノ交換法ノ如キハ實ニ五百ヶ所ノ銀行相互ヒ
ニ同意一致シテ以テ取定メレ法制ナル上ニ其銀行ノ流通紙幣
ハ総額僅ニ五千万ニ過キズ且ツ其銀行ノ位置ハ皆新英六州以
内ニ在ルアレハ此法制ハ實ニ秀妙卓絶ノモノタリシナリ
新英六州ニ施シテハ實ニ無二ノ良法ナリシト雖モ我合衆國諸
州ニ設立セル諸国立銀行貳千ヶ所以上ニシテ新英六州ノ銀行
紙幣ニ比スレバ六倍餘ノ流通紙幣ヲ發行セシモ「ソツフォル」此
ソツフォル」ノ交換法ヲ施シトモ到底實際ニ施行セラレサル

ヘキナリ

抑モ我合衆國諸州ノ如ク各銀行設立ノ位置頗ル遠隔ナル場所
ニ於テ發行セシ流通紙幣今日ノ如ク夫レ巨額ナルモノヲシテ
各州ヨリ別々ニ令テ發シテ以テ交換セントスルモ又諸銀行ノ
カニ依リテ以テ交換セントスルモ到底一樣ニ之レカ交換ヲ為
ス能ハス

爰ニ於テカ國會ノ処置獨リ此交換ノ事ヲ完フスルニ適スルモ
ノナリトス然ルカ故ニ国立銀行紙幣交換ノ為メ國會ニテ充分
ノ條款ヲ設ケテ以テ紙幣發行ノ場所ト合衆國出納局トニ於テ
平價ヲ以テ之レヲ交換スルト定メタルナリ

右ノ如ク合衆國出納局ニ於テ銀行紙幣ノ交換ヲナサンカ為メ
ニ較近一令ヲ諸銀行ニ下レテ以テ其發行紙幣ノ五分ニ相当ス
ル合法貨幣ヲ出納局長ヘ前以テ預ケ置ク「ソツフォル」ト定メタリ

右ノ發令アルニ當リテ諸國ノ銀行ノ紙幣ハ損傷破壊セシ
モノ頗ル巨額ナリレ然ルト雖其後十八ヶ月以内ニ右ノ損傷
紙幣貳億四千八百萬ドルヲ余ノ高交換ノ為メ出納局ノ領収
スル所トナリタリ
斯ノ如ク右ノ貳億四千八百萬ドルノ紙幣ヲ出納局ニ受取
リタルニ依テ大約壹億七千七百萬ドルヲ内外ノ新紙幣頭ヨ
リ發行シテ右ノ損傷紙幣ニ代用セシメタリ殘餘ノ分ハ幸ヒニ
シテ猶ホ流通ノ用ニ適スルモノタリ故ニ復ニ銀行ハ差戻
セリ
凡ソ国立銀行紙幣ヲ出納局ニ送付シテ其交換ヲ乞フニハ紙幣
ノ種類ヲ分タスレテ送付スルモ妨ケナレトス即チ再說セハ紙
幣ノ種類若クハ其發行ノ銀行ヲモ區別セス之レヲ混同シテ差
送ルモ妨ケレトナスナリ唯僅ニ制限ノアル、右ノ如ク出納

局ニ送付シテ交換ヲ乞フ紙幣ハ一口壹千ドルニ此以上ノ高ニ
取纏メテ差送ルヘキモノト定ムルコト是レナリ然ルニ此紙幣
交換ノ為メニ其差送人ノ出費ハ唯僅カニ交換所マテ之レヲ運
送スル費用ニ限ル而已
斯ル法制ナルカ故ニ何レノ地ニ設立セル国立銀行ニテモ其紙
幣ハ悉皆同價ニシテ其交換相場モ亦表下ノ割合ニ止マレリ試
ニ例ヲ引テ之レヲ証センニ「セントル」イ「ス」レン「ナ」チ「カ
ゴ」及「ヒ」新約克「ホ」以上諸地ノ間ノ為換相場ハ迄前ノ法制施行ノ
日ニ於テハ千ドルヲ此ニ付キ拾ドルヲ此乃至拾五ドルヲ此ヲ
以テ一般ノ割合ト定メシニ今日ノ相場ハ千ドルヲ此ニ付キ大
約八拾セント以上ニ出スレテ數々平價ノ「「」モアリ又「「」ノ以下
ニ止マル「「」アリトス
今日ハ法制ヲ施セン以來交換ハ乞フモノ、前ノ新英及「ヒ」新

約克州ノ法制施行ノ日ノ如クニ左マテ多カクニ是レ今日ノ法
制ニ依レハ銀行紙幣ノ抵当一層完全ナルト且ツ今日大蔵省証
券ヲ需求スル者ハ従前ノ法制施行ノ日金貨ノ需求アリシ如ク
ニ多カラサリシトニ因ルナリ
然レト雖モ今ヤ既ニ正金拂ヒノ法復用再行セラル、アレハ交
換ノ多寡ハ金貨需求ノ増減ニ因ルモノ甚ダ多キニ居ルトナ
ス
夫レ然リ然リト雖モ我國立銀行ノ紙幣ハ充分ノ抵当ヲ備ヒ
發行セシモノタルハ固ヨリ一難ノ疑ヒヲモ容レサル所ナルカ
故ニ従前施行ノ政府保証紙幣ニ比スレハ交換ヲ乞フ者ノ少ナ
キハ心スヘキナリ

損益ノ事

凡ソ銀行ノ者ハ其銀行事務營業ノ間ニハ其資本金ノ内ヲ仮

令ヒ一部ハ引戻レテ以テ配當金若クハ其他ノ為メニ
仕拂フベカラサル成規ニシテ又之レヲ仕拂フヲ許ルルガ
ルモノトス又配當金仕拂ヒノ節ニハ當時現ニ所有ノ純益ノ内
ヨリ損失ト不良ノ負債トヲ引去リタル上ニテ其純益ノ額ヲ決
シテ超越スヘカラサル成規ノモノトス
右ノ制限ヲ遵奉シテ以テ各銀行トモ毎半々年ニ其純益ヲ配當
スヘキモノトス然リト雖モ斯ノ如ク毎半々年ニ配當ヲ行
フニ當リテ先ツ以テ前半々年間ノ純益ノ内十分ノ一ヲ積立金
ノ内ニ繰込ニ其額資本金ノ割割ニ相当スルニ至リテ止ムベキ
モノトナスナリ
以上ノ如ク制限ヲ設ケテ以テ回立銀行益金ノ使用ヲ別ツテ三
途トナス即チ第一ニハ積立金ナル者ヲ創設シ第二ニハ他日若
シ營業上損失ヲ生シ益金ノ不足ナルトキニ當リテモ此ノ積立

政府保証

金ヲ使用シテ以テ資本金ニ其モ手ヲ付ケカニカニ爲メニレテ第
三ニハ允ソ何等ノ益金ニ拘ラス其残額ノ内ヨリ配当金ヲ仕
拂フカ爲メナリ

我国立銀行ニ於テハ何レモ過度ノ配当金ヲ拂ハサルヲ以テ常
トス

抑モ国立銀行ニ於テ其益金ノ據テ以テ生スルハ其資本金ト積
立金ト此ノ両者ヲ使用スルニ因ルモノナルカ故ニ其益金ノ割
合如何ヲ確定セントスレハ積立金ト資本金トノ多寡ヲ熟考思
慮セサル可ラス

嚮キニ現行ノ国立銀行條例ヲ設ケレ以来銀行業務ノ最モ繁栄
ヲ極メタル年間スラ銀行毎年ノ益金ノ其資本ト積立金トニ對
スル割合ハ此ノ銀行ノ設ケアリレ諸州ニ於ケル通例ノ金利
(法律上ニカニ定メタル金利)ノ上ニ大ニ出テレリカリシ然ルニ

過ルニケル間ニアリテハ其割合ハ資本ト積立金トニ對シ六分
以下ニ止マレリ

本年十月一日ニ於テ諸国立銀行ノ積立金ハ殆ント壹億千七百
万同ルラレニ及ベリ尤モ此金額ノ内一部分ハ従前ノ州立銀行
ニ於テ其未タ国立銀行ニ一変セサル以前ニ儲蓄置キタル益金
ニシラ即チ此ボノ銀行ヨリ此積立金ニ加入セシモノナリ然
リト雖此積立金タル多クハ往年南北戦争鎮定後直チニ銀行
業務繁栄ノ頃ニ諸銀行ニ於テ積立置キタルモノナリ

次ノ表ハ千八百六十三年以來毎年一月七月ノ兩月中左ノ日ニ
於テ現ニ諸銀行ニテ所有セシ積立金ノ總額ト其毎半ケ年ノ増
減トヲ示スモノニシテ即チ當時諸銀行ヨリ報道セシ所ニ據テ
編纂スルモノナリ

日 限	積 立 金		日 限	積 立 金	
	總 額	每半年、増減 増		總 額	每半年、増減 増
千八百六十四年七月四日	弗 1,124,910	千八百七十一年十二月十六日	弗 101,578,154	弗 3,230,950
千八百六十五年一月二日	8,663,311	弗 7,553,401	千八百七十二年六月十日	105,181,943	3,608,789
千八百六十五年七月三日	31,803,586	22,640,255	千八百七十三年十二月二十七日	111,410,249	6,228,306
千八百六十六年一月一日	43,000,371	11,698,805	千八百七十四年六月十三日	116,847,455	5,437,206
千八百六十六年七月二日	50,151,992	7,151,621	千八百七十五年十二月二十六日	120,961,268	4,113,813
千八百六十七年一月七日	57,992,875	9,840,883	千八百七十六年六月二十六日	126,239,308	5,278,040
千八百六十七年七月一日	68,232,811	3,239,936	千八百七十七年十二月三十一日	130,485,641	4,246,333
千八百六十八年一月六日	75,586,126	7,253,315	千八百七十八年六月三十日	133,169,093	2,683,454
千八百六十八年七月六日	75,840,119	5,253,993			減
千八百六十九年一月四日	81,109,937	3,329,818	千八百七十九年十二月十七日	133,085,422	弗 83,673
千八百六十九年七月十二日	82,218,576	1,048,639	千八百八十年六月三十日	131,897,197	1,188,225
千八百七十年一月二十二日	90,174,281	7,955,705	千八百八十一年十二月二十二日	131,390,665	506,532
千八百七十年七月九日	91,689,834	1,515,553	千八百八十二年六月二十二日	124,714,078	6,676,592
千八百七十年十二月二十八日	94,705,740	3,015,906	千八百八十三年十二月二十八日	121,568,455	3,145,618
千八百七十一年六月十日	98,322,204	3,616,464	千八百八十四年六月二十九日	118,178,531	3,389,924

右ノ表ニ示テ視レハ積立金ノ増加ハ千八百七十五年六月ヲ以
 テ其極度ニ達シ尔來漸々減少ヲ生セシテ明了ナル可シ
 抑モ千八百七十五年六月以來積立金ノ斯ク減少セシ原因ハ諸
 国立銀行ニテ營業上ヨリ生セシ損失ノ内若干ヲ絶ヘス此積立
 金ノ内ヨリ引去リシニ由ルモノナリ但シ諸国立銀行ノ損失ハ
 過ル三ヶ年間ニ實ニ六千四百拾壹万九千四百拾五ドルヲ以
 巨額ニ昇レリ即チ左表ニ就テ視ル可シ

大
 廣
 會

下ノ年月ヲ以テ 終ル六ヶ月 間ノ分	新英諸州		中央諸州		南方諸州		西方諸州 諸郡		合衆國	
	銀行 貸數	金高	銀行 貸數	金高	銀行 貸數	金高	銀行 貸數	金高	銀行 貸數	金高
千八百七十六年三月一日	201	弗 1,455,532	268	弗 3,553,127	67	弗 308,861	270	弗 1,153,648	806	弗 6,501,170
千八百七十六年九月一日	282	3,074,128	344	7,156,349	90	896,891	318	2,090,489	1034	13,217,857
千八百七十六年ノ合計		4,559,660		10,709,478		1,205,752		3,244,131		19,717,027
千八百七十七年三月一日	287	2,465,328	314	3,462,684	80	478,252	297	1,768,697	980	8,175,961
千八百七十七年九月一日	312	4,823,040	353	3,745,806	86	511,841	357	2,474,940	1108	11,757,627
千八百七十七年ノ合計		7,270,368		7,408,490		990,093		4,244,687		19,733,588
千八百七十八年三月一日	329	3,344,010	417	3,506,813	124	672,032	438	2,380,288		10,903,145
千八百七十八年九月一日	399	4,016,814	444	5,502,770	140	1,897,602	442	2,818,469	1430	13,563,658
千八百七十八年ノ合計		1,360,826		10,009,583	5	1,897,634		5,198,757		24,466,800
前各三年ノ合計		17,210,854		28,127,551		4,093,479		12,687,531		64,119,415

六ヶ月間ニアリテ全ク厘毛ノ配当金ヲ拵ハサルニ至レリ然
 ルニ過ルニ三ヶ年間ニハ諸銀行ノ内ニテ其損失多キカ為メニ配
 当金ノ仕拂ヒヲ為サリシ銀行ハ其ノ負数毎半ヶ年ニ平均貳百
 八十八ヶ兩ナリキ
 右ノ銀行二百八十八ヶ兩ノ負数ハ当時營業ノ諸銀行ノ総数ニ
 比スレハ大約七分ノ一ニ相当スルモノトスサテ右三ヶ年間ニ
 斯ノ如ク配当金ヲ仕付ハレサリシ資本ハ平均四千四百五拾八
 万三千五百拾五ドルヲナリトスサレハ過ルニ三ヶ年間ニハ引
 続キ国立銀行ノ総資本ノ内十分ノ一餘ハ其資本所有者ニ取リ
 毫モ利得ナカリシモノトス即チ左記ノ表ヲ以テ今爰ニ証明ス
 可シ

均	本
1,750	
9,625	
6,500	
1,550	
7,425	
9,100	
022	
515	

各地、區別	次ノ年月ヲ以テ終ル六ヶ月間ツノ分				一々年ノ平均	
	千八百七十八年三月一日		千八百七十八年九月一日		銀行債數	資本
	銀行債數	資本	銀行債數	資本		
新英諸州	37	＃9,389,500	51	＃14,870,000	44	＃12,129,750
中央諸州	95	17,244,400	114	22,454,850	105	19,849,625
南方諸州	36	5,266,000	44	6,867,000	40	6,066,500
西方諸州及諸郡	160	16,898,000	148	14,545,100	154	15,721,550
千八百七十八年間、合計	328	48,797,900	358	58,736,950	343	53,767,425
千八百七十七年間、合計	245	40,452,000	288	41,166,200	266	40,809,100
千八百七十六年間、合計	235	34,270,320	273	44,057,725	254	39,174,022
以上三々年間、平均	269	41,180,073	306	47,986,958	288	44,583,515

可シ
 毫
 統
 千
 國
 立
 銀
 行
 ノ
 總
 資
 本
 ノ
 內
 十
 分
 ノ
 一
 餘
 其
 資
 本
 所
 有
 人
 ニ
 取
 リ
 毫
 毛
 利
 得
 ナ
 カ
 リ
 シ
 モ
 ノ
 ト
 ス
 即
 チ
 左
 記
 ノ
 表
 ヲ
 以
 テ
 今
 爰
 ニ
 証
 明
 ス

各地、區別	資本と積立金に對スル配當金の割合									
	千八百七十年	千八百七十一年	千八百七十二年	千八百七十三年	千八百七十四年	千八百七十五年	千八百七十六年	千八百七十七年	千八百七十八年	千八百七十九年
新英諸州	百=付テ 割合 8,4	全 8,3	全 8,1	全 8,2	全 7,7	全 7,6	全 6,7	全 6,0	全 5,5	全 7,4
中央諸州	8,1	7,9	7,9	7,9	7,6	7,6	7,7	6,6	6,1	7,5
南方諸州	10,7	10,1	9,5	8,8	8,2	7,7	7,6	7,1	6,2	8,4
西方諸州	8,5	8,9	9,3	9,0	8,6	8,6	8,1	9,6	7,7	8,7
合衆國	8,4	8,3	8,3	8,3	7,9	7,8	7,5	7,1	6,2	7,7

諸国立銀行ノ利得正味ノ分ノ其資本ト積立金トニ對スル割合
 八千八百七十六年ニハ百ニ付六、九、千八百七十七年ニハ百ニ付
 五、六、千八百七十八年ニハ百ニ付五、一ノ割合ナリシ
 国立銀行ノ資本ハ過半新英諸列邦ニ中央諸列ナル此兩列ノ所
 有ニ係ル然ルニ此兩列ニアル銀行ノ配当金ノ其資本ニ對スル
 割合ハ平均過ル三ヶ年間ニ在リテ百ニ付八、貳ノ割合ナリシカ
 テ又右兩列ニアル銀行ノ配当金ノ其資本ト積立金トニ對スル
 割合ハ百ニ付六、五ノ割合ニシテ利得正味ノ分ノ其資本ト積立
 金トニ對スル割合ハ百ニ付五、一ノ割合ナリシ
 夫レ今日我國国立銀行ノ利得過度ナリト人々ノ信用スルニ至リ
 シハ僅々二三ノ銀行ニ於テ例外巨額ノ配当金ヲ払ヒシニ歸ス
 ルモノ多キニ居ルトス夫レ此オ二三ノ銀行ノ如キハ其設立ノ
 位置申分ナク且ツ巨額ノ積立金ヲ所有スルモノナルニ付キ其

年次	資本	積立金	割合
千八百七十六年	100	6.9	6.9%
千八百七十七年	100	5.6	5.6%
千八百七十八年	100	5.1	5.1%

株主輩ニ巨額配当金ヲ仕拂フモノナリ
 抑モ此ボ二三ノ銀行ノ益金ハ大抵其発行紙幣ノ流通上ヨリ生
 シタルモノニアラズレテ積立金ト預り金トノ兩者ヨリ其利益
 ヲ得ルモノトス
 斯ノ如ク例外ノ配当金ヲ仕払フ銀行ハ多ク相應ノ配当金ヲ仕
 拂フ銀行ヨリモ却テ小額ノ発行紙幣ヲ所有スルモノニ係ル然
 ルニ其内二三ヶ所ノ銀行ニ於テハ尠モ其発行紙幣ヲ所有セカ
 ルモノモアリトス
 抑モ我国立銀行條例ナルモノハ紙幣発行ノ特權ヲ諸銀行ニ付
 與スルアリト雖モ亦此條例ノ在ルアリテ以テ其発行紙幣預り
 金及ヒ資本金ノ三者ハ税ヲ賦課スヘキモノト定ム而シテ各別
 ノ別立銀行ハ亦各銀行ノ株券ハ税ヲ賦課スヘキモノトス但シ
 之レヲ賦課スルノ割合ハ各別ノ市民ノ私有セル貸附金ハ課ス

ルヨリ多カラサル割合ヲ見積リテ各別ノ立法官ナル者宜シク
 制定賦課スヘキモノトナス
 嚮キニ国立銀行條例ノ制定セシヨリ今日ニ至ルマテ収入セシ
 古ノ国立銀行税ノ總額ハ即チ次ノ如シ
 発行紙幣ヨリ収入セシ分三千九百七十七万五千八百十七ドル
 ラル三十五セント
 預り金ヨリ収入セシ分四千三十二万八千二百五十六ドルラ
 ル三十二セント
 資本金ヨリ収入セシ分五百九十二万九千四百八十ドルラ
 ル十三セント
 合計八千六百三万三千五百五十四ドルラ四十四セント
 過ル四ヶ年間ニアリテ国立銀行税并ニ別立銀行税トモ毎年ノ
 収入高ハ即チ左ノ如シ

千八百七十四年

国立銀行税七百二十九万六千八十三ドル

ラ

全年

国立銀行税九百六十二万三千二百二十六ドル

ラ

合計千六百八十七万六千四百九十二ドル

千八百七十五年

国立銀行税七百三十一万七千九百三十一ドル

下

全年

国立銀行税千九百八千二百二十二ドル

合計千七百三十七万五千六百五十三ドル

千八百七十六年

国立銀行税七百七万六千八百七十七ドル

全年

国立銀行税九百七十七万七千七百三十二ドル

ラ

合計千六百七十七万七千八百十九ドル

千八百七十七年

国立銀行税六百九十万二千九百七十三ドル

ラ

全年

国立銀行税八百八十二万九千三百四十四ドル

ラ

合計千五百七十三万八千七百七十七ドル

国立銀行税右四ヶ年分合計二千八百五十五万二千二百七十四ドル

ドル

国立銀行税右四ヶ年分合計三千八百二十万九千四百八十四ドル

ラ

二口合計六千六百七十六万七千五百五十八ドル

各州ノ銀行ト合衆國中重ミナル都府ノ銀行トヨリ収入セシ税

額ヲ記セル今一層完全ノ諸表ハ此報告昏中ノ下文ニアリ宜シ

ク右ニ就テ一覽アルハ

新約克府ノ諸銀行ト其他ノ都府ニテハ諸銀行トヨリ収入セシ
税額ハ過ル四ヶ年中毎年平均五分以上ノ割合ナリシ
此ノ諸国立銀行ボヨリ収入セシ年々ノ税額ハ自他私立會社財
主トノ如キモノ、資本ヨリ収入セシ税額ノ上ニ出ル巨多ナル
ハ固ヨリ論ヲ歧タス但シ此ノ私立會社ボノ収税額ハ国立銀行
ノ収税額ノ如クニ精密ニ確定シ能ハカルモノトス

国立銀行破産ノ事

当合衆國ニ於テハ国立銀行及ヒ私立銀行者ノ破産スルモノ許
多数回ナリトス夫レ然リ然ルト雖モ其負數幾許ナルカ又其破
産ノ為メニ株主債主輩ニ取リ損失ノ幾許ナルカハ紙幣頭ノ得
テ知ル可ラサルモノナリ其ノ然ル所以ノモノハ他ナレ諸州ノ
銀行事務局ニ於テハ国立銀行ボ破産ノ事ニ関シテハ銀行紙幣
上ニ其損失ヲ及ホスコトノ外ハ他ニ毫モ当寮ニ報知ヲナサ、

ルニ因ルナリ而シテ此損失如何ノ報知スラ事詳細ニ涉ラズシ
テ寔ニ不足ノ慮少ナカラカリシモノナリ

抑モ諸州トモ其州律ニ依レハ凡ソ銀行中若シ拆弁セシモノア
レハ其地ノ法庭ヨリ財産受取官負ヲ其銀行ニ派遣シテ以テ其
銀行事務ヲ処分整理セシムルヲ成規トス而シテ右ノ受取官負
ハ其命任ヲ受ケタル法庭ヘ事ノ顛末ヲ報ズルダケニテ州ノ官
負ハ毫モ報告セサルモノトス

諸州ノ成規斯ノ如クナルカ故ニ仮令ヒ若シ諸州ニ拆弁銀行ア
ルトモ其拆弁銀行ニ関スル充分ノ報告ヲ得ヘカラサルモノト
ス

国立銀行破産セシヨリ其紙幣上ニ波及セシ損失ハ其銀行ノ發
行紙幣ニ對シ毎年五分ト豫定ス然ルト雖モ債主ト株主輩トハ
及ボス損失ハ幾許ナルカ示タ嘗テ其割合ヲ豫定セシトナシ

諸州	レ面比借金 百レ百=付
コンチネンタル州	85,
ニューヨーク州	88,43
ペンシルバニア州	57,62
コロムビア州	78,
ヴァージニア州	38,52
アラバマ州	42,
ミシシッピ州	35,
ルイジアナ州	61,02
テキサス州	-----
アルカサス州	00,
ケンタッキー州	17,33
ミソソリー州	85,48
オハイオ州	45,06
インディアナ州	47,45
イリノイ州	42,01
ウエスコニン州	35,00
イオワ州	62,35
ミネソタ州	67,
カンサス州	59,47
ミシシッピ州	90,
コロラド州	18,19
ユタ州	15,
合	39,88

別立銀行ノ状況ハ實ニ斯如ク重ト国立銀行條例ニ依レハ
 大ニ之レト相反シテ各国立銀行ノ損益トモ逐一当紙幣寮ニ報
 告セラル、モノトス
 若シ諸国立銀行中一銀行タリトモ拵弁スルモノアレハ紙幣頭
 ハ條例ノ趣旨ヲ遵奉シテ検査官ヲ其銀行ニ派遣シ以テソノ銀
 行^店店上ニ付テ充分ノ監督視察ヲ遂ケシムルモノトナスナリ
 然ルカ故ニ当紙幣寮ノ綴込各類中ニハ斯ル拵弁銀行ノ閉業ホ
 ニ関スル諸事ニ付キ完全ノ記録ヲ保存備具スルモノナリ
 左ノ表ハ国立銀行條例制定ノ日ヨリ本年(千八百七十八年)七月
 一日ニ至ルマテ各州ニ設置セル国立銀行ノ破産セシ負數ト其
 ノ資弁ト其証拠立キタル請求ノ金額ト其拂ヒ渡セシ配当金ノ
 額ト其債主ニ取リ損失トナリタル豫算トヲ列記スルモノニ係
 ル

諸州	銀行債数	資本	証拠立キタル 請求ノ金額	拂ヒ渡セシ 金	損失豫算	拂ヒ渡セシ配当金 割合但レ百ニ付
コネチカウト州	1	弗60,000	弗97,541	弗22,910	弗10,000	85,
ニューヨーク州	16	4,076,100	5,722,248	5,060,536	320,498	88,43
ペンシルバニア州	8	1,312,000	1,558,564	898,103	416,850	57,62
コロムビア州	2	700,000	2,288,828	1,785,173	503,655	78,
ヴァージニア州	4	800,000	1,677,075	645,818	931,789	38,52
アラバマ州	1	100,000	287,403	121,551	167,856	42,
ミシシッピ州	1	50,000	33,562	11,746	20,900	35,
ルイシヤ州	3	1,600,000	2,781,554	1,850,060	922,900	61,02
テキサス州	1	50,000	80,335	-----	60,000	-----
アルカサス州	1	50,000	15,142	15,142	-----	100,
テンネシー州	1	100,000	376,932	65,335	311,597	17,33
ミソリ州	3	3,100,000	2,683,090	951,918	740,000	35,48
オハヨ州	3	250,000	422,891	190,557	189,800	45,06
インディアナ州	4	282,000	505,531	237,893	178,800	47,45
イルリノイ州	8	2,250,000	2,366,791	1,414,368	1,096,198	42,01
ウエスコニン州	1	50,000	134,445	47,055	70,000	35,00
イオワ州	3	200,000	290,477	181,128	90,998	62,35
ミネソタ州	2	200,000	313,427	210,016	61,000	67,
カンサス州	2	160,000	141,576	84,195	57,381	59,47
ネバダ州	1	250,000	170,012	153,011	17,001	90,
コロラド州	2	225,000	178,135	32,418	177,000	18,19
ユタ州	1	150,000	890,200	13,380	71,200	15,
合計	69	16,015,100	23,308,709	14,010,313	6,415,423	57,88

額ト其債主ニ取リ損失トナリタル豫算トヲ列記スルモノ係
 ノ資本ト其証拠立キタル請求セル額ト其拂ヒ渡セシ配当金ノ
 一日ニ至ルマテ各州ニ設置セル国立銀行ノ破産セシ債数ト其

項目	金額	備考
1	000001	
2	814958	
3	028314	
4	77207	
5	927169	
6	074731	
7	00902	
8	00000	
9	00000	
10	00000	
11	00000	
12	00000	
13	00000	
14	00000	
15	00000	
16	00000	
17	00000	
18	00000	
19	00000	
20	00000	
21	00000	
22	00000	
23	00000	
24	00000	
25	00000	
26	00000	
27	00000	
28	00000	
29	00000	
30	00000	
31	00000	
32	00000	
33	00000	
34	00000	
35	00000	
36	00000	
37	00000	
38	00000	
39	00000	
40	00000	
41	00000	
42	00000	
43	00000	
44	00000	
45	00000	
46	00000	
47	00000	
48	00000	
49	00000	
50	00000	

右ノ表ニ依テ折弁セシ諸国立銀行ノ資本ハ総額千六百拾五万
 百ドルラシ、証拠立テタル請求ノ金額ハ貳千三百三十九万八千
 七百九十九ドルラシ、拂ヒ渡セシ配当金ハ千四百拾万三千十三
 ドルニシテ損失ノ預算高ハ僅ニ六百四十一万五千四百貳十三
 ドルラシナルヲ明了ナルヘシ

過ル十五ヶ年中毎年国立銀行ノ破産セシ員数ハ平均五ヶ所以
 下ニシテ其年々ノ損失ハ平均四十三万ドルラシ以下ニ止マレ
 リ

輒ニ破産セシ蕨格蘭ノ「チイ、オフ、グラスゴ」銀行ニ於テハ其
 資本ト積立金トヲ合セテ八百万ドルラシ以下ニ止マレリ然ル
 ニ其負債高ハ五千万ドルラシ以上ノ多キニ至レリ

サテ又此「チイ、オフ、グラスゴ」銀行ニ於テハ其負債主四店ヘ
 貳千八百万ドルラシ以上ノ貸付セリ依テ此ノ内二千百万ドル

ラ此余ノ損失ヲ被ムレリ
同銀行ノ資産不足高ハ殆ント貳千六百万ドルラ此ナリ是レ我
国立銀行條例制定以來我合衆國ニ於テ破産セシ諸国立銀行ノ
諸債主ニ取り損失トナリレ高ヨリモ四倍多シトス
新約克州ノ銀行事務局長ノ報告ニ依レハ過ル六ヶ年半ノ間ニ
全州ニ於テ破産セシ貯金預り銀行ノ負數二十二ヶ所ニシテ其
負債高ハ千貳百拾八万八千七百七十七ドルナリ而シテ又
其債主輩ニ取り損失トナリタル高ヲ豫算シテ四百三十万三千
六百十六ドルラ此トス果シテ然レハ損失ノ高ハ其負債總高ノ
三分ノ一有餘ナリ
又同局長ハ過ル三ヶ年間に於テ同州ノ銀行ノ損失ヲ見積リテ
三百四十万ドルラ此トス是レ我国立銀行條例制定以來今日ニ
至ルマテ当合衆國中ニ設置セル諸国立銀行ノ債主輩ニ取り損

失トナリタル豫算高ノ半額餘ニ當ルモノトス
過ル二ヶ年間にアリテチカゴ府ニ在ル五ヶ所ノ国立銀行ノ損
失ハ凡ソ三百八十一万九千五百ドルラ此ノ概算ニシテ其負債
ハ五百七十八万五千五百七十二ドルトス但シ右五ヶ所ノ
銀行ハ一種特別ノ免許ヲ得テ創立セシモノニシテ即チ州吏ノ
監督視察ヲ受ルナク又報告ヲ出スニ及ハサル特許アルモノ
ナリ
僅々過ル二ヶ年間にアリテ当合衆國ノ州立銀行並ニ貯金預り
銀行ノ損失ハ是レマテ国立銀行ノ内ニテ破産セシモノアリシ
ヨリ生セル損失ノ總額ヨリモ巨額ナリトス
我政府ハ其仕拂ヒノ便ヲ得ンカ為メニ是レマテ國內ノ諸国立
銀行數百ヶ所ヘ絶ヘス巨額ノ預ケ金ヲナセシト雖モ過ル十二
ヶ年中ニ毫モ損失ヲ被ムタラズ之レ無シ又国立銀行ノ發行

紙幣上ニ於テモ未ダ曾テ一毫 眞夫ニ醸生セシ例ナシ

銀行ノ資産負債ヲ公示ノ一并ニ銀行検査ノ事

凡ソ我国立銀行條例中至緊至要ノ條款數多アリト雖其中心ニ就テ最モ要用ナル一ヶ条ハ紙幣頭ヨリ下命スル時日ヲ奉シ手続ヲ履行シテ其銀行ノ資産負債ヲ明細ニ紙幣寮ニ報告シ而シテ当合衆國ニアル毎日刊行ノ新聞紙上ニ此報告ヲ登録公示スルモノト定ムルヲ是レナリ

亦国立銀行ニ於テハ其ノ所得損失配当金ノ増減多寡ボヲ毎半ケ年ニ紙幣頭ニ報告スヘキ成規ノモノトス而シテ此ボノ報告ハ一切紙幣頭之レヲ編輯シテ以テ毎年國會へ送呈スヘキモノト定ム

紙幣頭ハ凡ソ銀行ノ事務上ニ関シ其有益要用ト見做ストコトアレハ如何ナル報告タリ之レヲ銀行ヨリ差出サレムル權ヲ

有スルモノトス

凡ソ銀行營業上ニ関スル有益ノ事々物々ニ付キ力ノ届クタケ成ルヘク詳密完全ノ報告ヲ毎年國會ト人民トニ公示スルハ實ニ紙幣頭ノ務メトス

凡ソ銀行營業上ニ関シ公私ノ差別ナク何地ヨリ質問ヲ受クルコトアルトモ逐一其質疑ニ應答スルハ是レ亦紙幣頭ノ務メタリ当寮ヨリ発行セル年報ハ即チ国立銀行ヨリ当寮へ差出セシ報告ニ就テ編輯刊行セシモノナレハ此年報ヲ以テ銀行ヨリ報道ヲ得ルノ許多ナルト具報道ノ実効アルトヲ証スルニ足ルナリ国立銀行條例ニ依レハ紙幣頭ノ適宜ト視做スタケハ幾回ニテモ其相当ノ検査官ヲ派遣シテ以テ国立銀行ノ諸検査ヲナスモノト定ムルモノトス

此銀行検査ノ一タル條例 細項タリ然ルニフノ初メニ當リテ

ハ願ル人心ヲ誤カリシカリ今一至リテハ最早銀行自ツカラ之
レヲ了諾スルノ色アリ加之此検査ノ事タル往々好結果ヲ生ス
ルニ至レリ蓋シ後令ヒ若レ一時銀行ニ於テ背現犯則ノトボ
ヲナストモ検査官ノ検査スルアリテ忽チニ發覺スヘキヲ人々
知ルカ故ニ知リツ、不正ノ事業ヲ為スノ弊害脱除スルニ至レ
バナリ
夫レ検査官ノ在ルアリテ銀行ノ検査ヲ遂ケ其顛末ヲ當寮ニ報
シ當寮ニ於テハ其報道スルニ依リ至急何カノ処置ヲ下スカ
故ニ是レマテ犯則ノ配当金ヲ拂フノ弊ヲ矯メ資本ノ減少セル
モノアレハ即チ之レヲ旧ニ復セシメ又ハ株主債主輩ニ取リ巨
額ノ損失ヲ生スルノ患ヲ免カレシメタルヲボ定ニ教フルニ違
マアラヌ
抑モ目下施行ノ銀行法制ハ斯ノゴトク夫レ至善至良ニシテ定

ニ現行ノ回互銀行條例發行以前ニ行ハレシ銀行報告ノ差出方、
監督視察方ボノ弛緩ナル法制トハ全ク相反スルモノナリ
余千八百七十六年同ノ年報ヲ呈セシ際勉メテ當合衆國ニアル
一般ノ銀行統計表ヲ官報ニ就テ編輯セント欲セリ然ルニ合衆
國第一銀行ノ決算唇僅ニ二通ヲ得シニ過キス而シテ千八百三
十二年以前ニ於テハ凡ソ銀行統計表中刊行ナリタル分ハ重々
ニ民間ニ成リシ豫算ニ過キカリシ
再來當寮ニ於テハ諸州ノ官吏ヨリ報道ヲ得年々之レヲ編輯レ
テ以テ國會ノ用途ニ供セリ然レトモ各州ノ條例ハ其要スルト
コロ各大大ニ相異ナル所アリシ即チ銀行ヨリ差出スヘキ報告ノ
性質ノ各相異ナリシヲ其報告唇中記載スヘキ年月ノ区々ナリ
シトボ是レナリ
ナレハ諸州ニ於テハ目下此國立銀行ノ成規ノゴトク報告ノ年

月繼形ガ一定ナルヲ要セリシカ故ニ諸報告トモ具年月繼形
各々大ニ相異ナレリ然ルカ故ニ當寮ニ於テ此ボノ諸報告ヲ
編輯セシトキ其取纏メ方頗ル不充カニシテ完全スルヲ得ナリ
シナリ實ニ斯ノ如クナリレカ故ニ仮令ニ何レノ日ナリモ日付
ケテ一定シテ其日ノ銀行ノ状況ヲ公明ニ公示セントスルモ之
レヲ為スコトヲ得ナリ

余ハ國會ノ發令ヲ遵奉シテ過ル五ヶ年間ニアリテ創立銀行ヨ
リ諸別ノ官吏へ差出セシ報告ヲ年々編輯スルコトニ尽力セリ
然レモ之レヲ編輯スルニハ往日未タ國立銀行條例ノ設ケナキ
以前ト同様ノ困難今尚ホ現存スルアリテ其業ヲ完フスルヲ得
ス今試ニソノ困難ヲ左ニ述フヘシ
抑モハルリノイハ州ノ律例ニ依レハ凡ソ目下營業ノ各銀行并
ニ自今ハルリノイハ州ノ法令ヲ遵奉シテ創立スル銀行トモ其

銀行事務ノ景況ヲ三ヶ月毎ニ詳細明了ニ報告シテ以テ刊行ス
ヘキモノト定メ且ツ此際銀行役員ノ内一名若クハ一名以上ノ
者ヨリ誓詞ヲナシテ以テ其報告ノ確實ナルヲ証明スヘキモノ
トハ然ルニ「イハ州ノイハ州ノ律例中此一ヶ條ヲ實地ニ施行セ
ンカ為メ同別ノ立法官へ議案ヲ差出セシ」ト教回ニ及ヒシト
雖モ今日ニ至ルマテ未タ一定ノ法令トナルヲ得ナリナリ
尔他數ヶ所ノ諸別ノ如キハ此報告ノ「コト」ニ關シ未タ何ボノ法
令ヲモ設ケサルカ故ニ當合衆國諸別ノ中ニ就テ完全ノ報告ヲ
得ル能ハサルモノ過半ノ多キニ居ルトス
是レマテ數ヶ年間ニ於テハ凡ソ諸會社、銀行ノ狀況ニ付テ成
ルマタタケ精密ノ取調ヲ得ント欲スルノ念實ニ増大セリ貸付
金營業ノ諸會社ノ狀況ニ付テハ殊ニ然レリ夫レ銀行ノ法制ハ
此ボノ取調ヲ得ルニ充分能力ナルモノナルニ今依然之レヲ廢

止スルコトアラハ以後詳密確信ニキ銀行統計ヲ得ルノ望ヲ
立刻ニ放棄セサル可ラス
千八百七十八年十月二十六日刊行ノ倫敦エコノミスト新聞中
レチイ、オフ、グラスゴウ銀行ノ頭取ヨリ差出セシ報告ニ評論ヲ
下レテ云ク

蓋レ今一層完全ナルノ諸勘定ト今一層嚴重ノ検査トハ吾人
カ将来ニ冀望スル所ナリ
斯ノゴトキ諸勘定ニ付テ真実ノ検査ヲ遂クルハ寔ニ至難中
ノ至難ナリト至氏銀行事務ニ関涉セサル相應ノ人々此ボノ
諸勘定ノ確實ナル旨ヲ証明スルヲ要スルハ今日ニ在リテ顯
然タリ
銀行ノ諸勘定ヲ世ニ公示シタレハトテ固ヨリ充分ノ防禦ト
ナルモノニハ非スト至氏然レ氏其營業ノ模様ボヲ挙ケテ悉

ク公眾ニ公示スルアラハ損害ヲ免ル、
レ是レ吾人カ銀行諸勘定ノ詳密完全ナラシ
以ナリ

此勘定公示ノトニ付テハ我国立銀行ノ法制定ニ宜シキヲ得ル
モノナリトス昨年余カ國會ニ上呈セシ年報中諸勘定ノ
付テノ評論載セテ千八百七十七年五月發見ノ倫敦バンク
マガヂーニ雜誌ニアリ依テ今左ニ寫出ス具文ニ云ク

我前号ノ雜誌中米合衆國ノ銀行諸勘定ボヲ登録セリ然ルニ
読者モ能ク知ルゴトク今我英國諸銀行ニ関スル諸勘定ボ米
國ノ如キモノヲ公示セント欲スルモ得バカラス
凡ソ英國ノ私立銀行中亦タ曾テ其諸勘定ノ景況ボ如何ニ付
テ確信スヘキ計算ヲ公示セシモノ一モアラサルハ吾人ノ能
ク知ルトコロナリカレバ今ヒノ如キ實況一変レテ恰モ米國

ノ法制ノゴト々ニ至ル日ハ果シテ何レノ時ニアルカ得テ
豫想スベカラサルモノナリ

目下英國ノ諸合本銀行中多クハ其ノ諸勘定ヲ公示スルモノ
トス然ルモ尚ホ合本銀行中此習慣一般ニ行ハル、ニハ非ス
實ニ目下ニアリテハ此ボノ諸合本銀行中其事務ノ景況ヲ世
ニ公示セスレテ之レヲ秘密ニセンコトヲ好ム者ノ負數漸々減
少ノ勢ヒアリト雖モ猶ホ未タ一般ニ此習慣行ハル、ニ至ラ
ス然ルニ此習慣ハ寸時モ早ク一般ニ行ハル、ニ至ラン

コソ吾人ノ最モ希望スル所ナリ
抑モ銀行ノ狀況ヲ世ニ公示スルハ有用ノモノタルハ固ヨリ
疑ヒヲ容ルヘカラス是レ他ナシ促進ノ日ニ當リテハ一篇ノ
信ス可キ公報ヲ以テ能ク衆庶ノ懸慮ヲ鎮壓消滅シ得ルモノ
ニレテ事ニ注意スル銀行者ノゴトキハ此際ニ當リ其公報ニ

此ヲ以テソノ方向ヲ定ムルニ補翼アレバナリ

然ルニ目今ニ至リテモ未タ英國ニ於テハ斯ル公報ヲ世ニ示
スルヲ得ス尤モ嚮キニ千八百七十五年ニ當リ英國數ヶ所
ノ諸大銀行(私立銀行共ニ合本銀行トモ)ヨリ其營業上ニ関ス
ル報告ヲ刊シ、スタッフオールド、ノルスコー、ト、氏ニ送りテ以テ
同年紙幣發行銀行ノ事ヲ談スル為メニ命任セラレタル下
院ノ精選委員ニ差出セシモノヲ以テ右ノ公報ニ最モ類似ス
ルモノトナス

夫レ然リ然リト雖モ此報告ハ左ノ事情アリシカ為メニ仮令
ニ此報告ニ此ヲ以テ目今英國ノ諸銀行ニ於テ所有セル預リ
金ヲ預算セント欲スルニ毫モ有用トナラサルモノニシテ全
ク無効ノモノト云フヘシ其事情トハ他ナシ此報告ノ編製手
続キノ区々ナルト諸銀行ニ此報告ヲ編製スルニ至リテ事

是レ也
是レ銀行モ両ツナカラ其名前ヲ報告昏中ニ登録セサリシゴ
是レ也
是レ如何ト美々此報告ヲ編製セシ銀行モ之ヲ編製セサリ

